

議案第56号

北上市災害弔慰金の支給等条例の一部を改正する条例

北上市災害弔慰金の支給等条例（平成3年北上市条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>(災害弔慰金等支給審査会)</p> <p>第16条 第3条の災害弔慰金及び第9条の災害障害見舞金の支給に<u>関し</u>、市長の諮問に応じ<u>重要事項を審査</u>するため、災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた<u>法第13条第1項</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>(災害弔慰金等支給審査会)</p> <p>第16条 <u>法第18条の規定により</u>、第3条の災害弔慰金及び第9条の災害障害見舞金の支給に<u>関する事項を</u>、市長の諮問に応じ<u>調査審議</u>するため、災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた<u>法第14条第1項</u></p>

及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

の規定によるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について、所要の改正をしようとするものである。